

京 都 大 学 大 学 院 情 報 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1 専攻</p> <p>第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>知能情報学専攻</u>  <u>社会情報学専攻</u>  <u>先端数理科学専攻</u>  <u>数理工学専攻</u>  <u>システム科学専攻</u>  <u>通信情報システム専攻</u>  (中 略)</p> <p>第3 <u>転学、転科及び転専攻</u></p> <p>第4条 通則第40条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p><u>2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</u>  (中 略)</p> <p>第9条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数は、研究科会議の議を経て、それぞれ修士課程又は博士後期課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。</p> <p>(1) <u>転学、転科又は転専攻前に</u>、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数の一部又は全部</p> <p>(2) 前2条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導の一部又は全部</p> <p>(3) 通則第46条の2第1項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）の一部又は全部  (後 略)</p>	<p>第1 専攻</p> <p>第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>情報学専攻</u></p> <p>第3 <u>転学及び転科</u></p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>第9条 (同 左)</p> <p>(1) <u>転学又は転科前に</u>、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数の一部又は全部</p> <p>(2) }  (3) } (同 左)</p> <p>附 則（令和5年達示第14号）</p> <p>1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行の際現に知能情報学専攻、社会情報学専攻、先端数理科学専攻、数理工学専攻、システム科学専攻又は通信情報システム専攻（以下「旧専攻」という。）に在学する者が、旧専攻又は情報学専攻への転専攻を志望するときは、改正後の第4条の規定にかかわらず、教授会の議を経て、許可することがある。</p>